

令和4年度社会福祉法人 指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取福社会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年11月16日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和3年6月21日に開催された評議員会において理事6人が選任された。理事の中には施設の管理者（※）を含むこととされているが、選任された理事の中に施設の管理者が含まれていなかったため、施設の管理者を1人以上含むよう、適切に選任すること。（社会福祉法第44条）</p> <p>※施設の管理者 法令で定める施設長、管理者、園長など</p>	<p>理事の中に施設の管理者を含めることとします。</p> <p>改善時期；令和5年4月1日</p>
2	<p>令和3年6月21日の定時評議員会において理事6人、監事2人が選任され、同日に開催された理事会において理事長及び業務執行理事が選定された。当該理事会の招集通知を令和3年6月4日に発出したとのことであるが、理事改選後理事長及び業務執行理事を選定する理事会の招集通知は、定時評議員会で選任された理事の選任日（令和3年6月21日）以降に発出するものであり、適切な招集通知とは認められない。当該理事会の開催にあたっては理事会の招集手続きの省略によることが考えられるが、招集手続きの省略の手続きを実施していない。ついては、適切に理事会を開催すること。</p>	<p>次回より適切に処理します。</p> <p>改善時期；令和5年6月の理事長及び業務執行理事の選任理事会開催時より</p>

	(社会福祉法第45条の14第9項で準用される一般社団法人及び一般財団法人に係る法律第94条)	
3	施設の長他の重要な職員は理事会において選任することとされているが、令和3年4月1日に就任したわかば台こども園の園長の選任について、理事会で決議されていなかった。ついては、適切に園長を選任すること。(社会福祉法第45条の13、定款第23条)	以後、適切に処理します。 改善時期；適時
4	各施設で使用するノートPCの共同調達において合計で一千万円を超える支出があったが、入札が行われず、見積合わせのみで調達されていた。1回の調達で合計の支出金額が一千万円以上となる場合には入札を行うこと。(社援基発0329第1号社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて1(3)ア、貴法人経理規程第72条、第73条、第74条)	以後、適切に処理します。 改善時期；適時